

令和6年度 学童保育所入所児童募集

対象児童

新年度に小学1年生から6年生までの児童で、下校後、保護者の就労等のため家庭での保育が困難な児童
 ※利用希望者が多い場合は、低学年優先の入所とし、高学年は入所保留となることがあります。

保育料等

対象世帯	保育料(※)	おやつ教材代	保険代
① 令和5年分の所得税課税世帯	3,000円/月	2,000~3,000円/月 ※保護者会等で別途協議し 決定となります。	800円/年
② ①以外の方で、令和5年度の市民税課税世帯	1,500円/月		
③ 生活保護世帯および令和5年度の市民税非課税世帯	無料		

※同一世帯で2人以上同時に入所する場合、2人目以降の保育料は半額。ひとり親世帯はいずれの所得区分でも半額。

募集学童保育所、対象小学校等

地域	学童保育所名	開設場所	対象小学校	問い合わせ	
二本松	どんぐりクラブ	同朋幼稚園内	二本松北小学校(1~2年)	子育て支援課子ども家庭係 ☎(55)5094 ※二本松北小学校4年生は、施設の受入れ人数の制限により、住所地によって施設が異なります。	
	にほんまつ北児童クラブ	二本松北小学校内	二本松北小学校(3~4年) ※4年生は、住所地が <u>下記以外の地区</u>		
	アフタースクールまゆみ	認定こども園まゆみ跡地(竹田2-133)	二本松北小学校(4~6年) ※4年生は、住所地が <u>竹田・根崎・表地区</u>		
	二本松南学童保育所	二本松福祉センター内	二本松南小学校		
	塩沢学童保育所	塩沢住民センター内	塩沢小学校		
	岳下学童保育所	勤労者福祉会館内	岳下小学校		
	安達太良学童保育所	安達太良小学校内	安達太良小学校		
	原瀬学童保育所	はらせ幼稚園内	原瀬小学校		
	杉田学童保育所	杉田子ども館内	杉田小学校		
	大平学童保育所	大平小学校内	大平小学校		
石井学童保育所	石井幼稚園内	石井小学校			
安達	油井第1学童保育所	安達支所内	油井小学校(2~6年)	安達支所地域振興課 市民福祉係 ☎(23)9074 ※油井小学校区は、利用希望者数の状況によって開設場所および学年を変更する場合があります。	
	油井第2学童保育所				
	油井第3学童保育所	油井幼稚園内	油井小学校(1年)		
	木みどりクラブ	ふくしまグリーンキャンパス内(油井字中田地内)			
	渋川学童保育所	あだちこども館内			渋川小学校
	川崎学童保育所	川崎小学校内			川崎小学校
岩代	岩代学童保育所	岩代保健センター内	小浜・新殿・旭小学校	岩代支所地域振興課 市民福祉係 ☎(65)2818	
東和	東和学童保育所	東和支所内	東和小学校	東和支所地域振興課 市民福祉係 ☎(66)2495	

開設時間 平日 13:00~18:30 土曜日、長期休校日 7:30~18:30

※土曜日や学校長期休校日は、複数の学童保育所を合同で開設する場合があります。

申込方法

添付書類を添えて、申請書を提出してください。申請書は受付場所にあるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。



申込受付

・受付期間 1/9(火)~31(水)

※受付期間終了後も随時受け付けしますが、学童が定員数に達した場合、入所保留になることがあります。

・受付場所・時間

各学童保育所 … 13:00~18:30

子育て支援課(市役所1階)、各支所地域振興課、二本松市社会福祉協議会二本松南学童保育所(風の子クラブ)
 … 8:30~17:15

◎問い合わせ…子育て支援課子ども家庭係 ☎(55)5094 Fax(22)1547

国民健康保険に加入されている方へ 高額療養費申請のご案内



- 国民健康保険に加入されている方で、受診月ごとの医療費の額が一定の金額(自己負担限度額・下表のとおり)を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。
- 申請に必要なもの**
 - 国民健康保険証
 - 受診月に世帯内で国保に加入している方全員分の領収書
 - 認め印
 - 振込先の通帳
- 申請先**
 - 国保年金課(市役所1階)
 - 各支所地域振興課
- 留意点**
 - 食事代や差額ベッド代等の自己負担分は支給の対象となりません。
 - 未払いがある場合、支払いが済んでから申請してください。
 - 70歳未満の方の受診(入院と外来は別計算)については、一医療機関につき2万円1千円以上の自己負担をした場合のみ合算できます。
 - 70歳以上75歳未満の方は、医科と歯科、外来と入院の区別なく合算できます。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分 【総所得金額等】※1	3回目まで	4回目以降 ※2
901万円超	252,600円 +(医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円 +(医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円 +(医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1【総所得金額等】= 総所得金額(収入金額 - 必要経費 - 給与所得控除 - 公的年金等控除等) - 基礎控除(43万円)。世帯内の国保加入者全員の所得で計算します。

※2 過去12カ月間に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の合算額が、上の表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。ただし、合算には次の条件があります。

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算。
- ・同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別計算。
- ・別計算分は、21,000円以上自己負担した分同士についてのみ合算可能。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

70歳以上75歳未満の方は、外来(個人単位)の限度額Aを適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額Bを適用します。

所得区分	(高齢受給者証の負担割合)	住民税課税所得額	外 来 (個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B	
				3回目まで	4回目以降※
現役並み所得者Ⅲ	(3割)	690万円以上	252,600円+(医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円	
現役並み所得者Ⅱ		380万円以上	167,400円+(医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円	
現役並み所得者Ⅰ		145万円以上	80,100円+(医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円	
一 般	(2割)	-	18,000円	57,600円	
低所得者(Ⅱ)		住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得者(Ⅰ)		所得0円	8,000円	15,000円	

※ 受診月から過去12カ月間に、同じ世帯で高額医療費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

医療費控除を
申告するときは？



確定申告などで医療費控除を申告するときは、医療費の総額から高額療養費の受給額を差し引いて計算しなければなりません。

確定申告などで医療費控除を申告する予定の方は、高額療養費の申請を先に済ませるようしてください。

前年度分など、すでに医療費控除を申告している月分の高額療養費を受給したときは、修正申告が必要となる場合があります。申告および修正申告については、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

税務課市民税係

☎(55)5085

Fax(22)0790

二本松税務署

☎(22)1192

※二本松税務署は音声ガイダンスによる案内となります。ガイダンスに従って操作してください。